

柏市立光ヶ丘中学校

令和7年度 部活動の活動方針

1 学校教育目標

- ・立志…夢を育み、未来を拓く生徒
- ・向学…目標に向かって、主体的に学ぶ生徒
- ・至誠…思いやりの心を持ち、正しく判断できる生徒
- ・自信…心身ともに健康で、自信が持てる生徒

光中 4つの宝

- ・挨拶
- ・時間
- ・歌声
- ・きれいな学校

1 部活動の意義

部活動は、学級や学年を超えて同好の生徒が自主的・自発的に集い、顧問の指導のもと、個人や集団としての目的や目標を持ち切磋琢磨することを通じて、人間関係の大切さ、組織を機能させることの重要さを学ぶことができる教育活動である。

2 指導方針

- (1) 顧問は、単なる技術や技能のコーチャーではなく、部活動は、人間教育の場であり、部の運営・管理・指導方針等を十分に研究し、指導に当たる努力をする。
- (2) 部活動の運営は、生徒の自主性・自立性を尊重し、顧問は適切な助言を与える立場であり、学校教育の一部として健康管理・学習との両立等、学級担任や養護教諭と連携し、体罰・ハラスメントを根絶した指導に当たる。

3 設置部

- ・陸上競技部（長、短）
- ・野球
- ・サッカー
- ・卓球（男女）
- ・バスケットボール（男女）
- ・バレーボール（男女）
- ・ソフトテニス（男女）
- ・剣道（男女）
- ・吹奏楽
- ・美術

4 指導上の留意点

- (1) 部長会を開き、リーダーを養成し、部員相互の協力性を養う。
- (2) 顧問は、生徒が意欲的に参加するように配慮する。
- (3) 生徒理解に努め、なるべく途中退部のないよう配慮する。
- (4) 活動は、指導方法を考慮し計画的に行う。

- (5) 顧問は、学級担任との連絡を密にして指導にあたる。
- (6) 顧問不在での活動は原則認めない。ただし、安全に考慮し指導事項を明確にした上で、他の顧問の兼任での活動は認める。

5 活動時間について

- (1) 平日のうち原則毎週月曜日を部活動休養日として設ける。
- (2) 原則、土日のいずれかを休養日とする。繁忙期であっても、1カ月あたり1日以上の休養日を設ける。
- (3) 年間で100日以上の完全休養日を設定する。
- (4) 年間の休業日数が十分に確保されるよう記録し、調整する。
- (5) 部活動の完全下校を最長17時30分までとする。
- (6) 平日の活動は、朝もしくは放課後どちらかとする。朝練習を実施しない場合は、8:00以降に登校する。
- (7) 1日の活動時間は、平日は2時間程度、土日祝日は3時間程度を限度とする。別に、準備・片付けの時間として30分とする。
- (8) 平日の延長練習については、やみくもに認めるのではなく、校内で決まりを作り、延長練習の日常化を防ぐ。
- (9) 定期試験前は、生徒の家庭学習時間が確保できるよう、定期試験の4日前よりすべての活動を停止する。また、定期試験2日目も、部活動停止とする。
- (10) 長期休業中の活動については、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行うとともに、ある程度長期間のまとまった休養日を設け、生徒に十分な休養を与える。

6 完全下校について (5. 活動時間についての下校時間に準ずる。)

月	4~9	9/19~9/30	10/1~10/15	10/16~10/31	11/1~1/15	1/16~1/31	2/1~2/15	2/16~2/28	3
時刻	17:30	17:15	17:00	16:45	16:30	17:00	17:15	17:30	17:30

※長期休業中は、特別の下校時刻を設定する。

春季・夏季休業：17:00、冬季休業：16:30

7 部活動時の服装について

- * 原則、校内服・体操服で活動を行う。
- * 部活再登校・休日の部活動の際は、部活動で決められた服装で登下校・活動を行う。

8 部活動生徒心得

- * 入退部の方法は、入退部届を作成し、学級担任を経由して顧

間に提出し許可を得る。

- * 活動は、計画的・自主的に行う。
- * 欠席・早退・見学は、顧問・部長にきちんと連絡し、無断欠席や自分勝手な行動をしない。
- * 部活動は、3年間続けることが望ましい。
- * 活動上の問題・悩みについては、顧問や学級担任の先生に相談し指示を受ける。
- * 活動時間を厳守し、完全下校時刻15分前に活動を終了し、手洗い・後片付け・戸締りを徹底する。部長は活動後に点検をして、異変があった場合は必ず顧問の先生に報告する。
- * 事故に注意し、下校後は速やかに帰路につき、寄り道・飲食を絶対にしない。
- * 服装は原則、校内服・体操服とし、部活動で決められた服装でも可とする。
- * 荷物は、原則として決められた場所に置き、整理整頓を徹底する。
(昇降口・正門・通用門等、通行の妨げとなる場所や教室の入り口には置かない。)
- * 遠征時の貴重品は顧間に渡すなどして、管理を徹底する。
- * **活動中・活動後は教室に戻らない。**
- * 体育倉庫・体育館・特別教室の使用にあたっては、使用規定に基づくものとし、用具は大切に使用し、安全に心掛ける。
- * 雨天時の活動場所については、決められた場所で行い、安全面に配慮し危険防止に努める。
- * 部長・副部長は部員の良き相談者として心掛け、公正な判断をもって部をまとめ、適宜その状況を顧間に報告する。特に下級生の指導に当たっては、一方的な指導を絶対にしてはならない。